

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則
土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(療養の給付等及び使用料の額)

第二条 条例第三條第二項ただし書の規則で定める療養の給付等及び規則で定める額は、次の表のとおりとする。

療 養 の 給 付 等	金 額
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三條第一項又は第十八條第一項の規定による療養の給付	十一円五十銭に健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）別表第一診療報酬点数表（甲）及び別表第二歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額

(装用器具、電気器具等に係る使用料の額)

第三条 条例第三條第三項の使用料の額は、それぞれ器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として知事が別に定める。

(病院における使用料又は手数料の減免)

第四条 条例第五條の規定による使用料又は手数料の減免は、住民の健康を保持するため、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業で知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。

(子宮ガン集団検診に係る診断料の額)

第五条 条例別表第一の一の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者（地方税法（昭和二十五年法律第三百二十六号）第三百九十二条第一項第七号に規定する控除対象配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同項第八号に規定する扶養親族をいう。） 七百五十円
- 二 前号に掲げる者以外の者 零円

附 則

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 子宮ガン集団検診の診断料の額及び減免に関する規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第三十号）は、廃止する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十一号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規

則（昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一中「行なう」を「行う」に、「九〇、〇〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「四六〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に、「五、二四〇、〇〇〇円」を「五、五〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年三月鳥取県条例第十六号）中別表第一の改正規定のうち「別表第一」

を「別表第一(第二条の二関係)」に改める部分並びに第一種県営住宅の表の末恒第一団地、青木第一団地、末恒第二団地、緑が丘第三団地及び青木第二団地並びに第二種県営住宅の表の高山団地、北野団地及び伯南団地に関する部分並びに別表第二の改正規定のうち「別表第二」を「別表第二(第二十六条関係)」に改める部分並びに高山団地、緑が丘第三団地、北野団地及び伯南団地に関する部分の施行期日は、昭和五十年四月二十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「二万円」を「一万六千円」に、「四万円」を「五万八千円」に、「三万円」を「四万二千円」に、「二万円」を「二万六千円」に改める。別表中「別表」を「別表(第六条の二関係)」に改め、同表の第一種県

営住宅の表中

末恒	二二、九六〇円
----	---------

を

末恒第一	二二、
------	-----

九六〇円

に、

青木	一二、九二〇円
余子	一〇、一二〇円

を

青木第一	一二、
余子	一〇、
末恒第二	一六、
緑が丘第三	一三、
青木第二	一七、

九二〇円

一一〇円

四八〇円

八一〇円

三四〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

成美第三	七、四五
------	------

〇円

を

成美第三	七、四五〇円
高山	一三、八五〇円
北野	一二、二九〇円
伯南	一一、六三〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年同月二十五日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十四号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「庶務係長」を「総務課長」に改め、同項第四号中「係長」を「課長」に改める。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める寄附物品又は見積価格が一件五万円未満の寄附物品の受納については、この限りでない。

第十一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる物品については、物品請求書、物品購入同書、寄附物品受入調書等をもって物品出納簿に代えることができる。

- 一 報償品又は記念品
- 二 消耗品で次に掲げるもの
- イ 購入後又は寄附受納後直ちに保管換えをし、又は物品取扱主任に

払出しをするもの

- ロ 保管換えによる受入れ後直ちに物品取扱主任に払出しをするもの
- 三 郵便切手類又は原材料で購入後直ちに物品取扱主任に払出しをするもの

四 その他知事が別に定める物品

第二十七条第四項中「保管換え」を「保管換え」に、「行なわなければ」「行わなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める物品又は帳簿価格が五万円未満の物品の保管換えについては、この限りでない。

第三十一条第三項中「見積価格が一品目二万円以上」を「帳簿価格が三十万円以上又は見積価格が五万円以上」に改める。

第三十七条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四十七条第一項中「亡失物品払出書」を「亡失物品払出調査」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第6条関係）」に改める。様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号（第6条、第27条関係）」に、

購方の入	1 一般競争入札
の法	2 指名競争入札
	3 随意契約

購方の入	1 一般競争入札
の法	2 指名競争入札（地方自治法施行令第167条第 号による。）
	3 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号による。）

「(交付金額)」や「(契約金額)」に定める。

様式第三号中「様式第3号」や「様式第3号(第6条関係)」に

購 方 入 の 法	1 一般競争入札
	2 指名競争入札
	3 随意契約

を

購 方 入 の 法	1 一般競争入札	
	2 指名競争入札(地方自治法施行令第167条第 号による。)	
	3 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号による。)	

に

1 契約書又はこれにかかわるもの
2 契約書省略

を

Y	1 契約書又はこれに代わるもの
(契約金額)	2 契約書省略

に

定める。

様式第四号中「様式第4号」や「様式第4号(第7条関係)」に定める。

様式第五号中「様式第5号」や「様式第5号(第8条、第32条関係)」

に定める。

様式第六号中「様式第6号」や「様式第6号(第9条関係)」に定める。

様式第七号中「様式第7号」や「様式第7号(第9条関係)」に定める。
 様式第八号中「様式第8号」や「様式第8号(第9条関係)」に定める。
 様式第九号中「様式第9号」や「様式第9号(第11条、第15条、第41条関係)」に定める。(4)と(5)と(2)及び(3)と(1)の次に(2)として次のように加える。

(出納長
出納員)

物品出納簿(書図)

要	摘	残	払	受	年月日

(2)

様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号(第15条関係)」に改める。
様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第15条、第18条関係)」に改める。

様式第十二号中「様式第12号」を「様式第12号(第16条、第17条、第19条、第41条関係)」に改める。

様式第十三号中「様式第13号」を「様式第13号(第16条、第41条関係)」に改める。

様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第16条、第41条関係)」に改める。

様式第十五号中「様式第15号」を「様式第15号(第17条、第39条関係)」に改める。

様式第十六号中「様式第16号」を「様式第16号(第20条関係)」に改める。

様式第十七号中「様式第17号」を「様式第17号(第22条関係)」に改める。

様式第十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第22条関係)」に改める。

様式第十九号中「様式第19号」を「様式第19号(第22条関係)」に改める。

様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号(第22条関係)」に改める。

様式第二十一号中「様式第21号」を「様式第21号(第26条関係)」に改める。

様式第二十二号中「様式第22号」を「様式第22号(第26条、第30条関係)」に改める。

係)」に改める。

様式第二十三号中「様式第23号」を「様式第23号(第27条関係)」に改める。

様式第二十四号中「様式第24号」を「様式第24号(第27条関係)」に改める。

様式第二十五号中「様式第25号」を「様式第25号(第27条関係)」に改める。

様式第二十六号中「様式第26号」を「様式第26号(第27条関係)」に改める。

様式第二十七号中「様式第27号」を「様式第27号(第28条関係)」に改める。

様式第二十八号中「様式第28号」を「様式第28号(第28条関係)」に改める。

様式第二十九号中「様式第29号」を「様式第29号(第28条関係)」に改める。

様式第三十号中「様式第30号」を「様式第30号(第29条関係)」に改める。

様式第三十一号中「様式第31号」を「様式第31号(第29条関係)」に改める。

様式第三十二号中「様式第32号」を「様式第32号(第31条関係)」に改める。

様式第三十三号中「様式第33号」を「様式第33号(第31条関係)」に改める。

様式第三十四号中「様式第34号」を「様式第34号(第31条関係)」に改める。

める。
 様式第三十五号中「様式第35号」を「様式第35号（第33条関係）」とし、
 める。
 様式第三十六号中「様式第36号」を「様式第36号（第34条関係）」とし、
 める。
 様式第三十七号中「様式第37号」を「様式第37号（第34条関係）」とし、
 める。
 様式第三十八号中「様式第38号」を「様式第38号（第34条関係）」とし、
 める。
 様式第三十九号中「様式第39号」を「様式第39号（第35条関係）」とし、
 める。
 様式第四十号中「様式第40号」を「様式第40号（第35条関係）」とし、
 める。
 様式第四十一号中「様式第41号」を「様式第41号（第35条関係）」とし、
 める。
 様式第四十二号中「様式第42号」を「様式第42号（第37条関係）」とし、
 める。
 様式第四十三号中「様式第43号」を「様式第43号（第40条関係）」とし、
 める。
 様式第四十四号中「様式第44号」を「様式第44号（第47条関係）」とし、
 める。
 様式第四十五号中「様式第45号」を「様式第45号（第47条関係）」とし、
 める。
 様式第四十六号中「様式第46号」を「様式第46号（第48条関係）」とし、

める。
 様式第四十七号中「様式第47号」を「様式第47号（第48条関係）」とし、
 める。
 様式第四十八号中「様式第48号」を「様式第48号（第48条関係）」とし、
 める。
 様式第四十九号中「様式第49号」を「様式第49号（第50条関係）」とし、
 める。
 様式第五十号中「様式第50号」を「様式第50号（第52条関係）」とし、
 める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。